

画において定められているものとする。

一 国際コンテナ埠頭を構成する係留施設の総延長がおおむね千メートル

二 少なくとも一の係留施設等（外国コンテナ貨物定期船（一定の日程表に従つて就航するコンテナ貨物の運送に係る外国貿易船（外国貿易のため本邦と外国の間を往来する船舶をいう。以下同じ。）をいう。

）の使用の一単位に係る国際コンテナ埠頭を構成する係留施設及び荷さばき地をいう。次号において同じ。）の前面の泊地の水深が十五メートル

三 連続する三の係留施設等のそれぞれの奥行き（一の係留施設等の面積（単位 平方メートル）を当該係留施設等に係る係留施設の延長（単位 メートル）で除して得たものをいう。）がおおむね五百メートル

（法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情）

第一条の四 法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一 当該国際戦略港湾又は国際拠点港湾における年間のコンテナ取扱量及びコンテナ貨物の取扱いによる地域経済の発展に対する寄与の程度が、国民経済上特に重要であること。

二 当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化による当該国際戦略港湾又は

（削除）

国際拠点港湾の運営の効率化を図るため、港湾管理者その他の行政機関と当該国際コンテナ埠頭の運営者その他の民間事業者との連携協力体制が整備されること。

三 当該国際コンテナ埠頭の利用の効率化及び高度化を図るための情報システムが整備されること。

四 当該国際コンテナ埠頭と道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第一号に規定する高速自動車国道又は同法第五条第一項第一号に規定する一般国道との連絡が確保されること。

五 当該国際コンテナ埠頭の近傍において、輸送、保管、荷さばき、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下第十七条の四第一号二において同じ。）その他の物資の流通に係る業務を行うための施設の用に供する土地の確保が容易であること。

（指定港湾の指定の公示）

第一条の五 法第二条の二第三項の規定による指定の公示は、官報に掲載して行うものとする。

第一条の六・第一条の七 （略）

（個人識別情報を照合する方法）

第十五条の二の四 法第五十条の二第一項第三号の国土交通省令で定める方法は、同条第六項第三号の個人識別情報の照合のための機器（以下第十五条の五の三において「照合機器」という。）に入力された重要国際

（削除）

第一条の三・第一条の四 （略）

（個人識別情報を照合する方法）

第十五条の二の四 法第五十条の二第一項第三号の国土交通省令で定める方法は、同条第六項第三号の個人識別情報の照合のための機器（以下第十五条の五の三において「照合機器」という。）に入力された重要国際

埠頭施設の制限区域に出入りする者に係る前条の個人識別情報のうち一又は二の情報を同号の電気通信回線を通じて同号の電子計算機に記録されている個人識別情報と照合する方法とする。

(直轄工事的対象とする港湾施設)

第十五条の十 法第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、国土交通大臣が港湾の配置及び取扱貨物量を考慮して地震に対する安全性の向上を図る必要があると認める外貿コンテナ岸壁等(コンテナ貨物の運送に係る外国貿易船(外国貿易のため本邦と外国の間を往来する船舶をいう。以下同じ。))を専ら係留するための岸壁又は棧橋をいう。以下同じ。)であつて水深十六メートル以上のものとする。

254 (略)

(法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める要件)

第十七条の四 法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 特定埠頭の運営の事業が次のいずれかに該当するものであること。

イ〜ハ (略)

- ニ 主としてバルク貨物(石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資をいう。以下同じ。)を取り扱う特定埠頭を高性能な荷さばき施設を整備し一体的に運営する事業であつて、法第三条の二に規定する基本方針に基づき、輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の

埠頭施設の制限区域に出入りする者に係る前条の個人識別情報のうち一又は二の情報を同号の電気通信回線を通じて同号の電子計算機に記録されている個人識別情報と照合する方法とする。

(直轄工事的対象とする港湾施設)

第十五条の十 法第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、国土交通大臣が港湾の配置及び取扱貨物量を考慮して地震に対する安全性の向上を図る必要があると認める外貿コンテナ岸壁等(コンテナ貨物の運送に係る外国貿易船を専ら係留するための岸壁又は棧橋をいう。以下同じ。)であつて水深十六メートル以上のものとする。

254 (略)

(法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める要件)

第十七条の四 法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 特定埠頭の運営の事業が次のいずれかに該当するものであること。

イ〜ハ (略)

- ニ 主としてバルク貨物(石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資をいう。以下同じ。)を取り扱う特定埠頭を高性能な荷さばき施設を整備し一体的に運営する事業であつて、法第三条の二に規定する基本方針に基づき、輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の

物資の流通に係る業務を行うための土地の確保、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第一号に規定する高速自動車国道又は同法第五条第一項第一号に規定する一般国道との連絡の確保に関する状況等を勘案して港湾管理者が指定する臨港地区又は臨港地区の予定地区内の区域にあるバルク貨物を取り扱う岸壁その他の係留施設（水深が十四メートル以上のものに限る。）及びこれらに附帯する荷さばき地又は野積場の一体的な運営を含むもの

二〇五（略）

附則

8 法附則第三十一項の国土交通省令で定める規模は、次の各号に掲げるものであつて、当該国際拠点港湾の港湾計画において定められているものとする。

- 一 埠頭を構成する係留施設の総延長がおおむね千メートル
- 二 少なくとも一の係留施設等（外国コンテナ貨物定期船（一定の日程表に従つて就航するコンテナ貨物の運送に係る外国貿易船をいう。）の使用の一単位に係る埠頭を構成する係留施設及び荷さばき地をいう。次号において同じ。）の前面の泊地の水深が十五メートル
- 三 少なくとも一の前号に掲げる規模以上の係留施設等を含む連続する三の係留施設等の奥行き（当該係留施設等の総面積（単位 平方メートル）を当該係留施設等に係る係留施設の総延長（単位 メートル）

物資の流通に係る業務を行うための土地の確保、道路法第三条第一号に規定する高速自動車国道又は同法第五条第一項第一号に規定する一般国道との連絡の確保に関する状況等を勘案して港湾管理者が指定する臨港地区又は臨港地区の予定地区内の区域にあるバルク貨物を取り扱う岸壁その他の係留施設（水深が十四メートル以上のものに限る。）及びこれらに附帯する荷さばき地又は野積場の一体的な運営を含むもの

二〇五（略）

（新設）

で除して得たものをいう。)がおおむね五百メートル

9| 法附則第三十一項の国土交通省令で定める事情は、次に掲げるものと
する。

一 当該国際拠点港湾における年間のコンテナ取扱量及びコンテナ貨物の取扱いによる地域経済の発展に対する寄与の程度が、国民経済上特に重要であること。

二 当該埠頭の機能の高度化による当該国際拠点港湾の運営の効率化を図るため、港湾管理者その他の行政機関と当該埠頭の運営者その他の民間事業者との連携協力体制が整備されること。

三 当該埠頭の利用の効率化及び高度化を図るための情報システムが整備されること。

四 当該埠頭と道路法第三条第一号に規定する高速自動車国道又は同法第五条第一項第一号に規定する一般国道との連絡が確保されること。

五 当該埠頭の近傍において、輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行うための施設の用に供する土地の確保が容易であること。

(新設)